令和９年度版

鹿　沼　市

協働・共創のまちづくり

地域の未来　人づくり事業

応募の手引き

（地域団体向け）



鹿沼市役所　市民協働課
電話：0289-63-2241

目次

１．　概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２．　募集期間、応募の流れ・・・・・・・・・・・・・２

３．　交付対象組織・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４．　対象事業・補助率等・・・・・・・・・・・・・・３

５．　交付対象とならない事業・・・・・・・・・・・・５

６．　審査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

７．　活動計画の公表・・・・・・・・・・・・・・・・６

８．　対象経費の詳細と基準について・・・・・・・・６

９．Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

「地域の未来 人づくり事業」とは

1　概要

「地域の未来 人づくり事業」は、平成 24 年に制定した「鹿沼市自治基本条例」の理念に基づき、市民の皆さんが主体的に取り組む自立的で持続可能な取り組みを幅広く応援する制度です。これまで実施してきた「地域のチカラ協働事業」を一部リニューアルし、地域活動・市民活動を実践される皆さんが活用しやすい制度といたしました。

本補助金の対象となる活動を「みんなで楽しく活動部門」と「地域課題解決部門」の２部門に分け、補助率等に差を設けています。

みんなで楽しく活動部門

各団体の皆さんが自主的に取り組む地域コミュニティの推進や地域活性化、その他地域づくりの推進を図る公益的で自由度の高い活動を指します。地域の皆さんが顔を合わせるきっかけを作り、住民同士の交流により、楽しみながら地域の連帯感を育む活動や、参加者本人の意識醸成に繋がる活動となります。

地域の課題解決部門

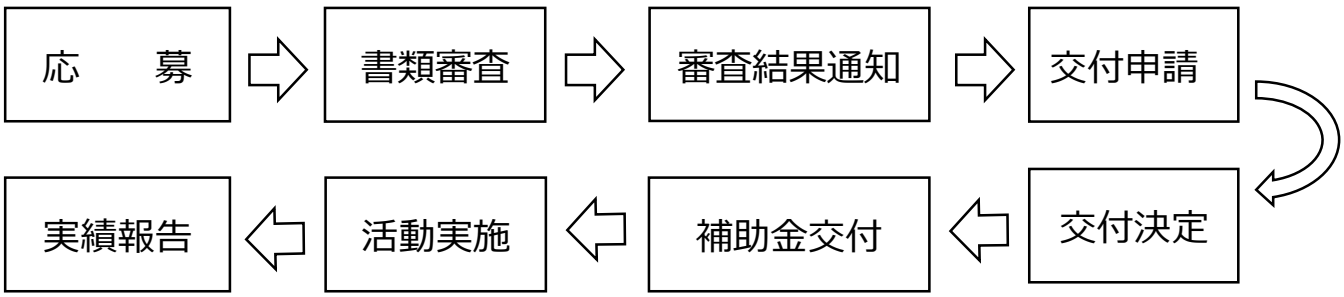
地域住民や団体の皆さん自らが率先して、地域の困りごとを発見し、解決するための具体的な取り組みや仕組みづくり等を指し、公共性の高い事業となります。

2　募集期間、応募の流れ

募集受付期間

令和８年 11 月２日（月）～　随時受付

手続きの流れ



3　交付対象組織

本事業の交付対象となる組織は、下記のいずれかの団体とし、それぞれに定める条件を満たす団体とします。

（１）地区コミュニティ推進協議会（地域の意見を集約できる同等団体を含む）

（２）自治会協議会

（３）単位自治会

4　対象事業・補助率等

（１）団体が自発的かつ主体的に取り組む公益的な地域づくり活動

（２）令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までに行われるもの

※詳細については、P4

※市から委託や各種補助金を受けている事業は対象外となります。

（１）補助率

①みんなで楽しく活動部門

同一事業の活動年数	補助率
１年目（新規）	80%
２年目以降	50%
既存事業の拡充等	50%

②地域の課題解決部門

同一事業の活動年数	補助率
定めない	100%

（２）上限額

２つの部門合わせた団体ごとの上限額は次のとおりとなります。

①地区コミュニティ推進協議会等、自治会協議会・・・100 万円

②単位自治会・・・30 万円

また、地区ごとの上限額の目安は 100 万円となります。



（３）事業の種類

①みんなで楽しく活動部門の例

記号	テーマ	具体例
A	地域福祉・健康づくり	高齢者生活支援・環境整備、弁当宅配
B	地域環境の整備・景観等の保全	環境パトロール、歩道植栽整備
C	子育て・教育・子どもの健全育成	自然体験事業、学校協働事業、世代間交流
D	高齢者の生きがいづくり	健康講座、交流拠点整備
E	地域文化の継承、創出	地域文化マップ作成と活用イベント
F	コミュニティビジネス	農産物直売所運営、地場産材活用商品開発
G	住民交流、地域振興	世代間交流イベント、地域まつり、観光 PR
H	その他の地域の問題解決又は活力ある地域づくり	上記に該当しないもの

②地域の課題解決部門の例

記号	テーマ	具体例
A	自主防犯・自主防災	防犯パトロール、防災訓練、防災マップ作成
B	地域内交通手段の確保	交通事業者との連携、地域住民による輸送
C	野生鳥獣対策	（果樹）木の伐採や下草刈り、ごみステーション対策など
D	地域の公園管理、環境整備	草刈り、清掃など
E	道路や河川の除草	草刈り、側溝清掃、河川清掃、土砂浚渫など



5　交付対象とならない事業

本事業は、地域活動に直接要する経費が対象となります。
※対象経費の詳細については「８　対象経費の詳細と基準について」をご覧ください。

◆交付の対象とならない事業

①政治的・宗教的活動及び特定の思想に基づき組織された団体による活動または特定の思想を目的とする活動
②営利を目的とした活動
③補助事業の目的の範囲を超えて、特定の個人または団体に利益を供する活動
④本市から業務委託、補助金等の交付を受けている事業
⑤その他、公序良俗に反する活動

◆交付の対象とならない経費

①団体の事務所の維持管理に係る経費（光熱水費、賃借料等）
②行事等参加者へ商品券等、金券の配布
③人件費（講演会等の講師や専門指導者への謝礼は一部認められます）
④イベント参加者等への昼食代
⑤事業の丸投げになるような委託費
⑥建物等の工事・修繕のみを目的とした事業にかかる経費
⑦その他、市長が適当でないと認めた経費

6　審査の実施

令和９年度実施分については、令和８年 11 月２日に受付を開始し、随時書類審査を実施します。

7　活動計画の公表

応募された事業につきましては、申請内容や審査結果等について、公表させていただきます。また、年度末には必要に応じ、交付決定された団体を対象に活動報告会を開催いたします。

8　対象経費の詳細と基準について

※経費は全て税込での計算となります。

(Ⅰ)報償費、謝礼

○対象

・外部講師への謝礼金、イベントステージ等でのステージ出演謝礼
（１人または１団体、１日２万円を上限とする）
・物品等借用に伴う謝礼（1 人 3,000 円を上限とする）

（２）イベント等での景品

○対象

・来場者への記念品、防災、防犯イベント等での意識啓発のためのグッズ等
・一定の成果を出した人に配布する景品、賞品（単価 3,000 円以下とする）

●対象外

・商品券、QUO カード等の金券

（3）旅費

○対象

・外部講師に対する交通費、宿泊費（実費弁償を原則とする）

●対象外

・実施団体の構成員等が視察・研修等に出席するための交通費及び宿泊費等

（４）消耗品費

○対象

・事業の実施に直接使用する消耗品

●対象外

・事業に必須ではなく、個人に帰属するようなもの。

（５）燃料費、光熱水費

○対象

・事業の実施に必要な電気代、燃料費、水道代

・パトロールや地域内交通支援等で使用する自動車の燃料費については、年間で使用する燃料の見込みを算出すること

●対象外

・団体の事務所に係る光熱水費

（６）印刷製本費

・パンフレット、ポスター等の印刷費、資料のコピー代等

・事業規模に合わせ、過大な印刷にならないよう注意。

（７）通信運搬費

○対象

・事業に係る郵送料等の運搬料

・事業で使用する専用の携帯電話等の電話料金等

●対象外

・事務所で使用する回線使用料等

（８）保険料

・事業の実施に係る保険料

※市が加入する「地域ボランティア活動補償」との重複も認める。

（９）手数料

・各種手数料（クラウドファンディングに係る手数料、振込手数料等）

（１０）食糧費

○対象

・熱中症対策等に必要な飲料・タブレット等

・地域の課題解決部門で作業に従事するスタッフの昼食代（500 円を上限）。

・文化交流等で使用する食材費

●対象外

・イベント等での昼食代、参加者に販売・配布する食材費

ただし、防災訓練での炊き出しの食材費は対象とする。

（１１）委託料

○対象

・専門知識・技術を要する業務の外部委託した場合の委託料

例：イベント警備、一時保育、広告宣伝に係る委託、物品作成　など

●対象外

・事業そのものを丸投げするような委託

例：イベントの全ての企画運営、草刈り・清掃業務

（１２）使用料及び賃借料

○対象

・事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料

・地域内交通支援等に係る車両のリース料は対象とする。（上限 50 万円）

●対象外

・活動拠点となる事務所の借上料

（１３）備品購入

○対象

・事業の実施に必要な備品に限り認める。

・一つの備品につき 20 万円を上限とする。

●対象外

・個人に帰属するような、パソコン、タブレット等

・事業を伴わない備品購入のみの経費。

（１４）工事費

○対象

・備品の設置に係る工事費用、事業に要する施設の修繕等（上限 30 万円）

●対象外

・事業を伴わない工事のみの経費。

（１５）原材料費

○対象

・工事材料費、加工用原材料費、種子、苗木、肥料等

●対象外

・花の種等を配布するだけの事業

（１６）コミュニティ形成費

○対象

- **事業従事者（スタッフ等）１人あたり 200 円を上限。**
- **飲み物、お茶菓子等の購入**
- **作業が複数日になる場合は、延べ人数とする。**

●対象外

- **コミュニティ形成費のみの申請**

9　Q&A

Q１　同じテーマの事業を繰り返し実施することはできますか？

A　長期的な取り組みになることもあるため、同じテーマの事業を繰り返し実施していただくことは可能です。事業を継続するにあたっては、課題の改善を図れるような視点を取り入れていただくようお願いします。

Q２　複数のテーマにまたがる事業を実施することはできますか？

A　複数テーマにまたがる事業も実施できます。代表的なテーマをご選択ください。

Q３　２つの部門で申請した場合の交付申請額はどうなりますか？

A　２つの部門に申請した場合、活動毎に規定の補助率をかけて補助金額を計算します。計算された補助金額を足した額が補助申請額となります。なお、補助上限額は各団体合計で 30 万円となります。

　また、例えば地域のイベントを「防災イベント」として申請した場合、当該イベントの「防災活動に係る経費」については「地域の課題解決部門」と同等の補助率が適用され、その他の防災と直接関連しない経費については、「みんなで楽しく活動部門」の補助率が適用となります。

例：補助率 100%：防災グッズ配布、防災訓練に係る備品購入や講師謝礼、炊き出し材料費
　　補助率 50~80%：ステージ謝礼、景品代、防災と関連しない備品、消耗品購入　など

Q4 地域のチカラ協働事業で実施していた事業を継続して申請することはできますか？

A　地域のチカラ協働事業で実施していた事業をそのままの計画で、本事業において申請することはできません。継続を希望する事業につきましては、P２～３の本事業の補助対象事業の要件を満たし、リニューアル（自己負担を伴う収支の見直しや、新たな担い手の育成などの運営組織体制の強化等の点を改めて検討）された計画を申請してください。

※「みんなで楽しく活動部門」の場合は、継続事業としての補助率となります。

Q5 国や県、市の他の部課からの補助金と、本補助金を併用できますか？

A　国や県、本市以外の団体からの補助金の併用はできます。本市からの他の補助金との併用はできません。他の補助金の活用も計画書等に明記してください。また、補助金等の中には、他の補助金との重複申請ができないものもありますので、事前に各補助金担当へ確認してください。

Q6 各年度の予算枠を超えた場合はどうなりますか？

A　予算枠は、単年度の市内全地域の合計の上限額です。申請団体が多く申請額が予算枠を超えた場合は、原則、予算の枠内で調整することとなりますので、申請額が満額交付されないことがあります。審査結果と合わせて調整案もお伝えさせていただく予定です。

Q7 ３年間の事業を計画を申請し承認された場合に、２年目、３年目の補助金は確約されるということですか？

A　承認はあくまで単年度ごとにされるものですので、２年目以降の補助金額が確約されるものではありません。２年目以降についても改めて審査を受けていただくこととなります。

Q8 審査はどのように行われますか？

A　地域団体は申請書類を事務局が事業内容や対象経費が適正であるかを審査します。まちづくり団体と営利団体については書類審査に加え、プレゼンテーションを行っていただきます。

Q9 事業スケジュールの考え方は？

A　実際に作業等をする期間だけでなく、事前の準備から活動後の支払い・書類整理が すべて終わるまでの期間です。この期間外の支出は対象外ですのでご注意ください。

Q10 人件費は認められますか？

A　原則として認められません。この補助金は市民が自発的・主体的に取り組む活動に対する助成を目的としており、人件費は個人への利益配分につながる恐れがあるため、対象経費として認められません。ただし、外部講師や専門家等に支払う謝礼金は対象としています。

Q11　商品券の配布は対象経費になりますか？

A　イベント等での景品として商品券を配布することは対象になりません。しかし、来場者への記念品、防災、防犯イベント等での意識啓発のためのグッズや一定の成果を出した人に配布する景品、賞品であれば単価 3,000 円以下なら計上できます。

Q12 自宅プリンターで印刷した場合の印刷費も対象になりますか？

A　紙代、インク代を印刷製本費として計上することができます。ただし、自宅のプリンターを申請事業にのみ使用している確認が取れないため、自宅プリンターでは、原稿だけを印刷し、それをコンビニなどでコピーして印刷製本費として計上してください。

Q13 旅費の計上はできますか？

A　 講師（専門家）を招待する場合のみ計上することができますが、 コミュニティ協議会や地域づくり団体のメンバーなど視察等の旅費は対象経費として計上することはできません。

Q14 集会所にエアコンを設置したいが事業として申請可能ですか？

A　単に、備品を購入するだけの事業は認められません 。エアコンを設置することにより、どのような活動が可能になるのか、例えば「夏休みに子ども向けに集会所を開放し、地域住民の交流の場を提供する」といった活動計画であれば、「みんなで楽しく活動部門」として申請することは可能です。

公民館の備品購入や修繕に関しては、自治公民館の修繕補助制度をご活用ください。

Q15 イベントを開催する場合、参加費は徴収する必要がありますか？

A 持続可能な事業のためには、適正な受益者負担は必要です。参加賞を配布するイベントや、個人に帰属する部分が大きい事業（料理教室など）は、「公平性」の観点からも事業実施に必要な実費相当額等の徴収を検討してください。

Q16 スーパーやコンビニ等のレシートを領収書としてみなすことができますか？

A レジスターを用いて、購入した交付組織名、領収年月日、領収金額等を記したレシートであれば領収書としてみなします。

また、領収書を無くしてしまった場合、補助金交付ができなくなりますので、実績報告が終わるまで、大切に保管してください。